

「奥入瀬川の恵みと笑顔あふれるまち」の情報誌

広
報

おいらせ

Public
Relations
July
2013
No.101

—願いを込めて、ひたむきに—

野鳥への餌づけ自粛の影響により、飛来数が減少傾向にある町の鳥「白鳥」を呼び戻そうと、町観光協会は間木堤内に自然餌のマコモを植栽しました。
写真は、懸命に作業を行う小向光悦さん（苗振谷地）
(関連記事 = 23 ページ)



2013

7

目次

02	町民アンケート
06	7月のお知らせ ピックアップ
08	まちの保険
14	おいらせスポーツ
16	おいらせアーカイブス
17	図書館の行事 公民館講座
18	くらしの情報 <input type="checkbox"/> 各種相談窓口を開設 <input type="checkbox"/> 自死遺族のつどい <input type="checkbox"/> 募集・イベント情報 <input type="checkbox"/> ひとり親医療費更新 <small>ほか</small>
22	まちのわだい <input type="checkbox"/> 防災林復興植樹祭 <input type="checkbox"/> 花きの育種技術講習会 <input type="checkbox"/> 倉敷王将戦特別選抜将棋大会 <input type="checkbox"/> マコモ植栽作業 <small>ほか</small>
25	戸籍の窓
26	海外派遣体験報告会
28	Zoom Up 高橋光信さん（一川目）

まちの
人口

6月1日現在
()は前月比

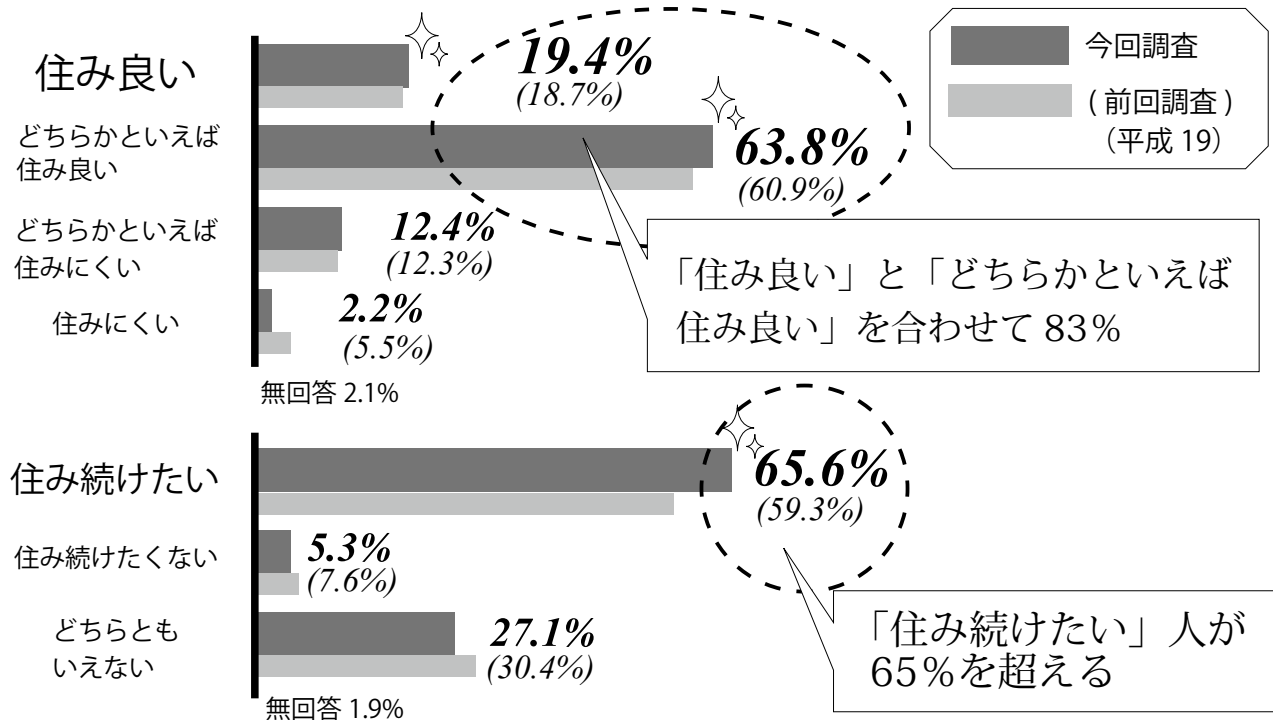
男性	12,175人	(+ 27)
女性	12,887人	(+ 4)
合計	25,062人	(+ 31)
世帯	9,664世帯	(+ 16)

町民アンケート

町では、日常生活における町民意識と行政に対する評価・要望を把握するために、町民アンケート調査（町民意識調査、小中学生まちづくりアンケート調査、転入者・転出者意識調査）を実施しました。なお、すべてのアンケート調査結果をまとめた報告書は、企画財政課（本庁舎）、分庁サービス課（分庁舎）、北公民館で閲覧できます。また、町ホームページにも掲載しますのでご覧ください。

おいらせ町の住み心地

「住み良さ」・「定住意向」ともに前回調査よりアップ



町民意識調査

調査時期：平成 25 年 3 月（平成 24 年度）

調査対象：18 歳以上の町民の中から
2,000 人を無作為抽出

回収数：940 人

回収率：47.0%

前回の調査

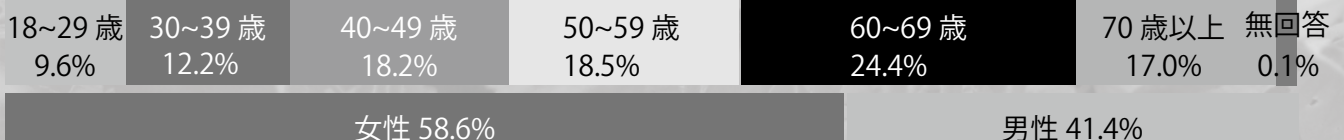
調査時期：平成 19 年 9 ～ 10 月
（平成 19 年度）

調査対象：今回と同じ

回収数：889 人

回収率：44.4%

●回答者の属性



住んでいる地域の現状評価

住んでいる地域の環境をどのように感じているか、全32項目を5段階で評価していただきました。

▶表の数値は…〈満足度〉

「満足」「不満」までの5段階の回答を5～1の点数に直し、全回答の平均値を【満足度】として数値化したものです。

おいらせ町の重要な課題

3つの重要課題

「医療」「高齢者福祉」「道路・公共交通」

●重要なまちづくりの課題トップ3

第1位

「医療体制の充実」

第2位

「高齢者福祉の推進」

第3位

「道路・公共交通の整備」

おいらせ町満足度ランキング

満足

緑の豊かさ・うるおい	3.561
静けさ	3.541
空気のきれいさ	3.497
住宅の密度	3.425
ごみ処理体制	3.388
水道のおいしさ、安全性	3.333
水辺環境	3.300
健康診断などの保健活動	3.213
火災などへの消防体制	3.197
小中学校の学区や施設	3.174
下水などの環境衛生	3.141
地域のお祭やイベント	3.114
買物の利便性	3.067
地域のつきあい	3.056
災害対策	3.048
自治会活動	3.046
雨水排水	3.034
社会教育活動や施設	3.034
インターネット環境	2.989
子育て支援サービス	2.954
高齢者福祉サービス	2.952
文化・芸術活動や施設	2.944
道路網の利便性	2.924
障害者の社会参加	2.861
スポーツ・レクリエーション活動や施設	2.810
夜道の安全や防犯	2.806
公園や遊び場	2.703
道路環境の安全性	2.614
病院や診療所の立地・診療科目	2.498
休日・夜間診療	2.385
バス交通の利便性	2.328
鉄道交通の利便性	2.289

不満

おいらせ町の強みと弱み

「強み」「弱み」とも前回調査ランキングトップ3変わらず

●「強み」ランキング

第1位 「自然（緑）が豊かである」

第2位 「買い物が便利である」

第3位 「居住環境が比較的良好である」

●「弱み」ランキング

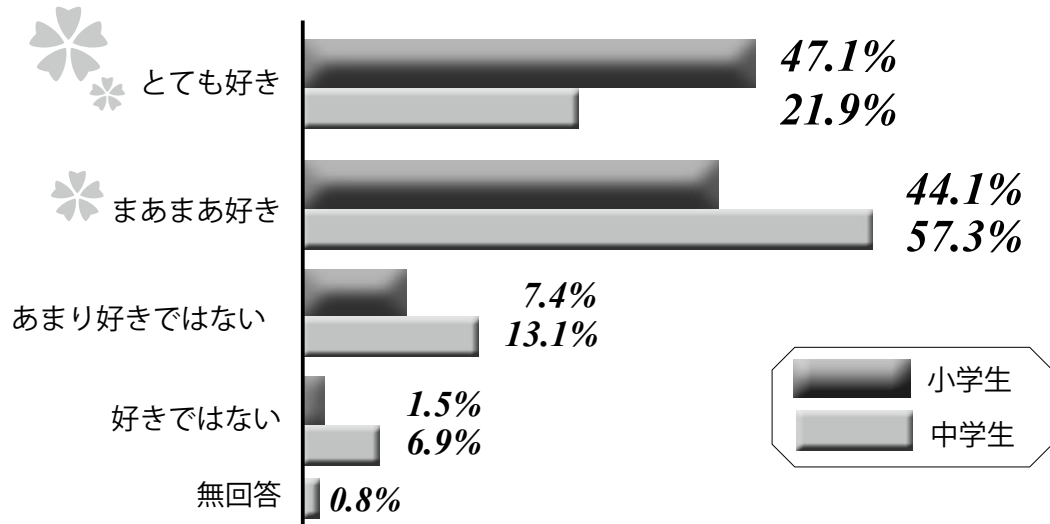
第1位 「働く場が少ない」

第2位 「バスや鉄道などの交通の便が悪い」

第3位 「老後の生活が不安である」

Q. あなたは、住んでいる地域が好きですか？

A. 小学生9割、中学生8割が好きと回答



Q. 今後、おいらせ町が何に力を入れていけば良いと思いますか？

A. 「医療体制の充実」が重要と感じている人が最も多い

最も重要度が高かった項目は、「医療体制の充実」33人（24.8%）であり、これは町民一般の結果と同様となっています。2番目以降については、「子育て支援対策の充実」、「道路・公共交通の整備」がともに29人（21.8%）、「商店街の整備」、「学校教育の充実」がともに21人（15.8%）と続いています。

小中学生まちづくりアンケート調査
調査時期：平成25年3月
調査対象：町内全ての小学5年生及び中学2年生
回収数：小学生272人、中学生260人

転出者意識調査

調査時期：平成25年2月20日～4月8日
調査対象：町役場窓口にて転出届に来た人
回収数：133人

アンケートご協力ありがとうございました

これらの調査は『第1次おいらせ町総合計画後期基本計画（平成26年度～平成30年度）』策定に向けて行ったものです。今後、これらの結果を参考にしながら、計画づくりを進めていきます。調査にご協力いただいた方々には、本当にありがとうございました。

企画財政課 ☎ 0178 56 4273

25年度町職員（26年4月採用） 採用試験（中級・初級）を 実施します



※上級試験申込みは終了しました

●採用予定

- 一般行政職／若干名
- 一般行政職（身体障がい者）／若干名

●試験の種類

- 中級試験（短大・専門学校卒程度）
- 初級試験（高校卒程度）

●受験資格

- ①昭和53年4月2日から平成8年4月1日までに生まれ、高等学校以上を卒業（平成26年3月卒業見込みを含む）し、活字印刷文の出題に対応できる人
- ②〔身体障がい者〕身体障害者手帳の交付を受けている人のうち、自分自身で通勤可能で、介護なしで職務を遂行できる人
- ③次の方は受験できません。
 - ▶日本国籍を有しない人
 - ▶成年被後見人または被保佐人
 - ▶禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ▶おいらせ町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ▶日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、または加入した人

●1次試験日

平成25年9月22日㊦

●受験申込書の交付と提出

7月1日㊦から役場総務課、分庁サービス課で交付します。町ホームページからもダウンロードできます。その場合、申込用紙は両面印刷してください。

郵送希望の場合「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、80円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（長形3号）を同封してください。提出先は総務課です。

●受付期間

7月1日㊦から7月25日㊦まで
（平日のみ）

受付時間は8時15分から17時までです。
郵送の場合、7月25日㊦消印有効です。

●提出書類

- ①職員採用試験申込書（備え付けのもの）
- ②卒業（見込み）証明書
- ③顔写真2枚（受験前3カ月以内に撮影したもの。うち1枚は申込書に貼り付けてください。サイズは縦4cm、横3cmです）
- ④〔身体障がい者〕身体障害者手帳の写し

問 おいらせ町役場 総務課人事係

☎ 0178 ㊦ 2166 FAX 0178 ㊦ 4364

〒 039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田 135 番地 2

松林正幸さんを 教育委員に任命



町長は、任期満了に伴い、松林正幸さん（木ノ下）を新しい町教育委員として平成25年6月9日付で任命しました。

任期は、平成29年6月8日までの4年間です。

ジャンプ JUMP・リトルJUMPチーム結成



J Uvenile = ジュベナイル 少年
M isconduct = ミスコンダクト 非行
P revention = プリベンション 防止

▲誓いのことばを代表して述べる藤嶋健一郎さん（木ノ下中）

三沢警察署は5月30日、三沢地区少年非行防止JUMPチーム・リトルJUMPチームの委嘱状交付式を行い、おいらせ町と三沢市の児童359人が非行防止のリーダーとなりました。各チームは万引きやいじめ防止の運動をします。町内の全小学校でリトルJUMPチームが結成されたのは、今回が初めてです。

平成24年度に三沢管内で万引きで検挙された少年は、前年度より20人増の53人でした。中高生の万引き検挙率は東北最下位です。そのため、大人の目が届かないところで、子ども自身が非行をしない取り組みとして、チームの活動が期待されています。

分庁舎の耐震改修工 事を行います



分庁舎は耐震診断で「要補強」と判定されました。耐震性を高め、人命の安全を確保するため、7月より改修工事を行います。

来庁される人や近くにお住まいの人へご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

☎分庁サービス課

☎ 0178 56 4214

7月は青少年の非行・被害防止強調月間

■重点課題

- ①インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進
- ②有害環境への適切な対応
- ③薬物乱用対策の推進
- ④不良行為・初発型非行（犯罪）の防止
- ⑤再非行（犯罪）の防止
- ⑥いじめ・暴力行為などの問題行動への対応
- ⑦青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

毎月第3日曜日は、家族のきずなを深める「家庭の日」

- ①家族みんなで話し合いをしましょう。
家族で集まり、楽しく計画を立てましょう。
- ②家族みんなで楽しみ合いましょう。
笑顔あふれる時間を共有しましょう。
- ③家族みんなで協力合いましょう。
家事を分担してやってみましょう。

有害図書は「見ない」「買わない」「借りない」

性的、暴力的な内容を露骨に表現し、人格形成に悪影響を及ぼす出版物を「有害図書」と呼んでいます。町青少年育成町民会議は、有害図書から青少年を守る、見ない・買わない・借りないの「三ない運動」を推進しています。

☎おいらせ町青少年育成町民会議（社会教育・体育課内）☎ 0178 56 4276

国民健康保険

問（保険証・申請のこと）環境保健課 ☎ 0178 56 4218
 （保険税のこと）税務課 ☎ 0178 56 4704

国民健康保険（国保）は、加入者の皆さんが安心して医療サービスを受けられるよう、お互いの助け合いによって成り立っています。国民健康保険税（国保税）は、医療機関の窓口で皆さんが支払う一部負担金や国などの補助金とともに、国保を支える大切な財源です。

資格異動したら届出を

資格異動した時は、14日以内に環境保健課または町民課へ必ず届け出ましょう。

●国保に加入する	
①	職場の健康保険を抜けたとき
②	職場の健康保険に加入しておらず、転入や出生があったとき
③	生活保護を受けなくなったとき
●国保を脱退する	
①	職場の健康保険に加入したとき
②	職場の健康保険に加入しておらず、転出や死亡したとき
③	生活保護を受け始めたとき
④	後期高齢者医療制度に移行したとき

届け出が遅れると、医療費が全額自己負担になったり、保険税が二重払いになったりする場合があります。保険証が変わった時は、病院にも連絡してください。

交通事故のときは届出を

交通事故などで第三者から傷病を受けた場合、環境保健課への届け出が必要となります。

国保税の税率・税額

	医療分 (0～74歳)	後期高齢者支援分 (0～74歳)	介護分 (40～64歳)
所得割 (世帯加入者の前年所得-33万円)×税率	6.3%	1.9%	1.6%
資産割 世帯加入者の固定資産税×税率	36%	9.2%	8.2%
均等割 世帯加入者数×均等割額	27,200円	7,600円	9,200円
平等割 一世帯あたりの金額	32,200円	9,300円	6,200円
課税限度額	510,000円	140,000円	120,000円

離職者の国保税軽減措置

●対象者 離職時点で65歳未満で失業等給付を受け、次の①か②を満たす人

- ① 倒産、解雇などで離職した「雇用保険の特定受給資格者」
- ② 雇止めなどで離職した「雇用保険の特定理由離職者」

●軽減内容 国保税の算定時、前年の給与所得を3割とみなします。

●軽減期間 離職日の次の日から翌年度末までです。

※届出が遅れても、さかのぼって軽減を受けられます。

※国保に加入中は途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退するときは終了となります。

●注意 届け出が必要です。雇用保険受給資格者証をお持ちください。

均等割・平等割軽減措置

① 次表の基準に該当する場合、均等割額と平等割額が減額されます。

※被保険者が後期高齢者医療制度に移行しても、移行した人（特定同一世帯所属者）を含めて次表の判定を行います。ただし、世帯主が変わると、その月から世帯主と被保険者のみで判定を行います。

均等割・平等割の軽減措置

世帯主・被保険者・特定同一世帯所属者の前年の合計所得	割合
33万円以下	7割軽減
33万円+ (24万5千円×世帯主以外の被保険者と特定同一世帯所属者の合計数) 以下	5割軽減
33万円+ (35万円×被保険者と特定同一世帯所属者の合計数) 以下	2割軽減

特定同一世帯所属者とは

国保から後期高齢者医療制度へ移行し、引き続き同じ世帯にいる人

② 被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、世帯の被保険者が1人になる場合は、医療分・後期高齢者支援分に係る平等割が移行後5年間は半額、その後3年間は4分の1減額されます。

※年度途中で新しい被保険者が出たときは次の年度から、世帯主が変わったときはその月から、平等割減額の適用はなくなります。

限度額適用認定証 高齢受給者証

環境保健課 ☎ 0178 66 4218



70歳未満の国保加入者

●国保の限度額適用認定証
入院・外来で認定証を医療機関窓口で提示すると、ひと月の支払が自己負担限度額までになります。認定証が必要な人は、早めに申請ください。

●申請場所 環境保健課
町民課

●持ち物 保険証、印鑑

70歳以上の国保加入者

●国保の高齢受給者証が更新されます

70歳から74歳までの国保加入者の高齢受給者証は、7月31日に有効期限が切れます。新しい受給者証を7月中に郵送します。

●国保の限度額適用・標準負担額減額認定証が更新

70歳から74歳までの国保の人で、「低所得者Ⅰ」または「低所得者Ⅱ」の人へ交付される限度額適用・標準負担額減額認定証は7月31日に有効期限が切れます。新しい認定証の交付には申請手続きが必要です。対象者には申請書を郵送します。8月1日☎から受け付けます。

●自己負担割合 25年度の課税状況で計算します。

ジェネリック医薬品を上手に使いましょう

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、別のメーカーが同じ有効成分でつくる後発医薬品のことです。開発費用がかかっていないので価格が安く、薬代の負担軽減につながります。病院などから薬を処方してもらおうときに「ジェネリックにしてくださいませるか」と相談してみてください。環境保健課と町民課では、病院などの相談時に提示するジェネリック希望カードを配布していますので、欲しい人はお気軽に申し出ください。

国保・退職者医療制度 該当者は届出を

退職者医療制度とは、65歳未満の国保加入者で、厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられ、その加入期間が通算20年以上、または、40歳以降で10年以上ある人（退職被保険者本人）と、その人の65歳未満の被扶養者が対象となります。退職者医療制度は、職場

の健康保険などからの拠出金が財源の一部となります。この制度が適正に適用されないと、国保が負担する医療費の増大を招き、将来的に保険税が増税になる可能性があります。該当者は届出をしてください。

7月の納税相談日

日中お仕事などで税金の納付や相談が困難な皆さんを対象に、夜間と休日に納税相談日を設けています。開設時間内は各種税金を納めることもできます。お気軽にご利用ください。

国税務課 ☎ 0178 66 4704

	日程	会場
夜間納税相談 [17:00-20:00]	2日☎	本庁舎（税務課）
	16日☎	
	9日☎	分庁舎
*休日納税相談 [8:30-17:00]	23日☎	（分庁サービス課）
	7日☎	本庁舎（税務課）

7月の納税期限
忘れずに納めましょう。
●7月1日☾
町・県民税（1期）
●7月31日☾
固定資産税（2期）
国民健康保険税（1期）
介護保険料（1期）
後期高齢者医療保険料（1期）

●口座振替にすると手間が掛からず、納め忘れもありません。

*高齢者や障がい者など、体が不自由な方で、どうしても金融機関や役場窓口などで税金を納められない方へは自宅訪問します。

保険税（料）の納期限

期別	国保・介護・後期
1期	7月31日☾
2期	9月2日☾
3期	9月30日☾
4期	10月31日☾
5期	12月2日☾
6期	12月25日☾
7期	1月31日☾

後期高齢者医療制度

①(保険証・申請のこと) 環境保健課 ☎ 0178 4218 (保険料のこと) 税務課 ☎ 0178 4704
 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821

健康診査を受けましょう
 健康づくりや生活習慣病の早期発見のため、健康診査を生かしましょう。健康診査は1年に1回無料で受診できます。(がん検診等と併せて健康診査を受診する際は、別途、費用がかかる場合もあります。)

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証(保険証)は、本年7月31日で有効期限が切れます。8月から使う新しい保険証は7月中旬に郵送します。更新後の有効期限は2年間です。

期限が切れた保険証などは返却していただくか、裁断してお捨てください。保険証が届きましたら、内容を確認ください。誤りがありましたら、環境保健課まで連絡ください。負担割合は平成24年中の所得状況などで変わります。

8月から保険証が新しくなります

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と、65歳以上で一定の障がいがある人が加入します。

青森県は、県内全市町村で組織する「青森県後期高齢者医療広域連合」が保険者として、保険料の決定、医療給付などを行います。

おいらせ町は、保険料の徴収、申請・届出の受付、保険証の引渡しなどの窓口業務を行います。

② 申請に必要なもの
 ・ 印鑑・保険証

③ 申請場所
 環境保健課、町民課

現在お使いの認定証の有効期限は7月31日までです。引き続き低所得区分Ⅰ・Ⅱと判定された人については、新しい認定証が交付されます。更新手続きの必要はありません。

医療費
 医療機関での自己負担割合は、一般・低所得世帯の方は1割、現役並み所得世帯の方は3割となります。

限度額認定
 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関窓口に表示すると、ひと月の支払が限度額までになります。

① 交付対象者
(1) 低所得区分Ⅰ
 世帯員全員が町民税非課税で、所得金額が全て0円の人(公的年金収入は80万円以下)、老齢福祉年金受給者

(2) 低所得区分Ⅱ
 世帯員全員が町民税非課税の人

保険料
 被保険者お一人ごとに保険料を納めていただきます。保険料は、均等割と所得割の合計となります。限度額は55万円です。

保険料
 Ⅱ
 均等割額
 40,514円
 +
 被保険者の
 (前年所得 - 33万円)
 ×
 所得割率
 7.41%

※所得が少ない人や被用者保険の被扶養者であった人に軽減措置があります。

限度額など

所得区分	負担割合	自己負担限度額(月額)		1食あたりの食代
		外来	外来+入院	
①現役並み	3割	44,000円	*1	260円
②一般		12,000円	44,400円	
③低所得Ⅱ	1割		24,600円	*2
④低所得Ⅰ		8,000円	15,000円	100円

*1 ◎ [80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 0.01] の額。ただし、過去1年間で4回目以降は44,000円
 *2 ◎ 過去1年の入院期間90日以下210円、90日越え160円

減免について
 天災など特別の事情で、医療機関の窓口負担や、保険料の支払いが困難になった場合、申請により減免を受けられることがあります。お早めに相談ください。

⑤ その他の事情により特別徴収ができない場合

④ ほかの市町村から転入してきたとき

③ 75歳になった約半年から1年の間

② 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算が年金額の2分の1を超えている場合

保険料の納め方
 保険料の納め方には、年金から自動的に差し引きする「特別徴収」と、口座振替や納入通知書により金融機関等で納付する「普通徴収」があります。

原則として「特別徴収」で納付することとなりますが、次の①～⑤に該当する場合は、「普通徴収」となります。

① 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円未満の場合

② 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算が年金額の2分の1を超えている場合

介護保険

● (保険証・申請のこと)
 介護福祉課 ☎ 0178 56 4705
 (保険料のこと)
 税務課 ☎ 0178 56 4704



～介護保険はみんなが支え合う制度です～

介護保険は、40歳から加入します。65歳になるまでの保険料は、各医療保険料（国保、社会保険、共済保険など）に含まれて納付します。65歳になると保険料の算定と納め方が次のように変わります。

1. いつから納めるの？

「65歳の誕生日の前日」の属する月から納めることになります。

2. 保険料の算定方法は？

65歳以上の方の介護保険料（平成25年度）				
所得段階	所得段階	保険料率	保険料（円）	
			月額平均	年額
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税	基準額×0.50	2,805	33,660
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.50	2,805	33,660
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.75	4,207	50,490
第4段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.80	4,488	53,856
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税	基準額	5,610	67,320
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満	基準額×1.25	7,012	84,150
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上350万円未満	基準額×1.50	8,415	100,980
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上	基準額×1.75	9,817	117,810

※おいらせ町の基準額（年額）67,320円
 ※保険料は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

3. 介護保険料の納め方

保険料の納め方には、年金から自動的に差し引きする「特別徴収」と、口座振替や納入通知書により金融機関などで納付する「普通徴収」があります。

原則として「特別徴収」で納付することとなりますが、次の①～④に該当する場合は、「普通徴収」となります。

- ①特別徴収の対象となる年金の年額が18万円未満の場合
- ②65歳になった約半年から1年の間
- ③ほかの市町村から転入してきたとき
- ④その他の事情により特別徴収ができない場合

INFORMATION 介護保険サービス利用者の負担を減らせます

File 1 高額介護（予防）サービス費

介護保険サービスの負担額が高額になった場合、利用者負担額から負担上限額を引いた金額を支給します。窓口で申請が必要です。負担上限額は所得区分によって変わります。

所得区分	負担上限額
生活保護受給者	個人 15,000円
町民税世帯非課税*	世帯 24,600円
①合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下	個人 15,000円
②老齢福祉年金受給者	個人 15,000円
上記以外	世帯 37,200円

*世帯全員が町民税を納めなくてもよい世帯

1カ月の利用者負担額（同世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が負担上限額を越えたときは、印鑑と被保険者名義の通帳を持って、申請してください。

初回申請すれば、翌月以降に対象になった場合も指定口座へ振り込みます。

File 2 特定入所者介護（予防）サービス費

介護保険施設などの居住費や食費は原則個人負担です。しかし低所得者の施設利用を支えるため、次の1～3段階の人は、申請すると負担額を軽減できます。

段階	対象要件	1日あたり食費の負担上限額
1	町民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者または、生活保護受給者	1,380円⇒300円
2	町民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	1,380円⇒390円
3	町民税世帯非課税で、第2段階に該当しない人	1,380円⇒650円
4	いずれにも当てはまらない人	1,380円

※ユニット型個室など、種類により居住費の負担上限額が異なります。詳しくはお問い合わせください。

- 有効期間 申請した月の初日から毎年6月30日まで。継続希望者は申請が必要です。
- 申請の方法 特別養護老人ホームなどの介護保険施設や短期入所（ショートステイ）を利用する場合、窓口で申請してください。印鑑が必要です。

イヌへの苦情が
よせられています



猫はマナーを守って
飼いましょう

- ◎フンは必ず持ち帰る
- ◎散歩の時も鎖でつなぐ
- ◎屋外での放し飼い禁止
- ◎マナーの確認をお願いします

- ◎野良猫に餌をあげている人は
飼い主とみなされます。
責任をもって室内で飼ってください。

注意事項

ゴミの分別を、もう一度確認してください



ゴミステーションは、近隣町民や町内会、廃棄物減量等推進員、環境美化指導員に見守られています。美しいまちづくりのため、改善にご協力ください。

- 分別前に、『家庭ごみの出し方』、『ごみ分類表』をよく読んでください。
特に、缶・ビン・ペットボトル・プラスチックの分別は間違えやすいためご注意下さい。
- ゴミは町指定のゴミ袋に入れてください。三沢市や八戸市のゴミ袋は回収しません。
- ゴミ袋が回収されず、袋へ黄色いステッカーが貼られていた場合、分別や出す曜日が間違っています。
自分でゴミを分別し直してください。その際、ステッカーが貼られたままの袋は回収しません。新しい袋に入れ直すか、ステッカーを切り取り、テープなどで補強して出してください。
- 次のゴミ袋は、開封のうえ指導する場合があります。
①分別していない ②黄色いステッカーが貼られたまま2週間以上放置されている

『家庭ごみの出し方』、『ごみ分類表』は、役場及び北部出張所に設置しています

ごみは夜出さず、収集日の朝8時までに出してください。ペットボトルのキャップやラベルははずしてください。

町内会	有楽町/阿光坊/本村/新敷 錦ヶ丘/洗平	住吉町/若葉/青葉/緑ヶ丘 鶴久保/木ノ下/豊栄/豊原 向山/苔米地/洋光台/根岸 黒坂/深沢/一川目/二川目	鍋久保/三本木/三田/間木/曙/ 木内々/染屋/木崎/秋堂/中野平/ 苗振谷地/向坂/本町地区/くるみ団 地/藤ヶ森/いちよう団地/堀切川/ 川口/明神下/横道/日ヶ久保
燃えるごみ	毎週月・木曜日		毎週火・金曜日
燃えないごみ	7月26日(金)	7月23日(火)	7月22日(月)
資源ごみ	缶・プラスチック	7月3日(水)	紙
	プラスチック	7月17日(水)	びん
粗大ごみ	7月12日(金)・26日(金) ★有料予約制/1週間前までに申込みが必要です		

祝日も収集します

環境保健課 ☎ 0178 56 4218

2013 July 7

♪おいらせ健康カレンダー♪

日・曜	行事名	時間 ※は受付時間	場 所	備 考
1 月	健口栄養講座	9:30-13:00	いきいき館	お口の健康に関心がある65歳以上の人
2 火	リハビリ健康相談	9:30-11:00	いきいき館	理学療法士のリハビリ指導、看護師の健康相談
3 水	認知症予防教室 2～3カ月児健康相談 乳幼児健康相談	9:30-12:00 ※10:00-10:30 ※13:00-13:30	北公民館 いきいき館 いきいき館	対象*平成25年4月生まれの子ども 月齢は問いません
4 木	転倒予防教室	9:30-12:00	のびのび館	理学療法士の運動指導
5 金	リハビリ健康相談	9:30-11:00	いきいき館	理学療法士のリハビリ指導
6 土				
7 日				
8 月	男性料理教室～肉料理編～ メンズエブロンクラブ	9:30-13:00	いきいき館	お口の健康と料理に関心がある男性 (問合せ・申込みは地域包括支援センターまで)
9 火	リハビリ健康相談 1歳6カ月児健康診査	9:30-11:00 ※12:30-12:45	いきいき館 いきいき館	理学療法士のリハビリ指導、看護師の健康相談 対象*平成23年12月生まれの子ども
10 水	転倒予防教室 9～10カ月児健康相談	9:30-12:00 ※10:00-10:30	北公民館 いきいき館	理学療法士の運動指導 対象*平成24年9月～10月生まれの子ども
11 木	転倒予防教室 転倒予防自主トレーニング	9:30-12:00 10:00-11:30	のびのび館 老人福祉センター	理学療法士の運動指導
12 金	リハビリ健康相談	9:30-11:00	いきいき館	理学療法士のリハビリ指導
13 土				
14 日				
15 月				
16 火	リハビリ健康相談 2歳6カ月児健康診査	9:30-11:00 ※12:30-12:45	いきいき館 いきいき館	理学療法士のリハビリ指導、看護師の健康相談 *平成22年12月～平成23年1月生まれの子ども
17 水	早朝健診	※7:00-9:00	北公民館	特定(基本)健診、胃・大腸・肺・前立腺ガン検診
18 木	転倒予防教室	9:30-12:00	のびのび館	理学療法士の運動指導
19 金	リハビリ健康相談 認知症予防教室	9:30-11:00 9:30-12:00	いきいき館 老人福祉センター	理学療法士のリハビリ指導
20 土				
21 日				
22 月	健口栄養講座	9:30-13:00	いきいき館	お口の健康に関心がある65歳以上の人
23 火				
24 水	転倒予防教室 早朝健診	9:30-12:00 ※7:00-9:00	北公民館 いきいき館	健康運動指導士による運動指導 特定(基本)健診、胃・大腸・肺・前立腺ガン検診
25 木	転倒予防自主トレーニング 転倒予防教室	9:30-12:00 10:00-11:30	のびのび館 老人福祉センター	理学療法士の運動指導
26 金	認知症予防教室 3歳児健康診査	9:30-12:00 ※12:30-12:45	一川目生活会館 老人福祉センター	対象*平成22年1月生まれの子ども
27 土				
28 日	愛の献血	10:00-12:00 13:15-16:00	イオンモール下田	
29 月				
30 火	リハビリ健康相談	9:30-11:00	いきいき館	理学療法士のリハビリ指導、看護師の健康相談
31 水				